

## 鹿児島市立病院昇降機設備（7基）保守点検業務委託に関する仕様書

### 1. 業務の内容

受注者は、発注者の設置する昇降機設備を正常かつ良好な運転状態に保持するため、計画的に業務員を派遣し、保守点検業務を行うものとする。

### 2. 業務の実施場所

鹿児島市上荒田町37番1号 鹿児島市立病院

### 3. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4. 業務の対象

契約書の委託業務に係る対象昇降機設備は、〈別表-I〉のとおりとする。

### 5. 保守点検業務

- (1) リモート点検装置を設置しているエレベーターについては、3ヶ月に1回、エスカレーターについては毎月1回、業務員を派遣し、設備の定期点検を行い機器の磨耗、劣化等を予測し、機能の維持を図るため、機器構成部品の修理、取り替えを行う。必要に応じて給油、調整、清掃等を行う。
- (2) 定期点検の際は、発注者の業務に支障の生じないように、事前に承諾を得なければならない。
- (3) 点検の対象箇所、機器名及び点検内容については〈別表-II〉に定める。
- (4) 受注者は、点検の都度、業務報告書を発注者へ提出しなければならない。（表紙を付けること。）
- (5) [エレベーター1, 2, 3, 4, 9号機]については、リモート点検装置を設置する。エスカレーターについては設置不要とする。

### 6. 24時間遠隔監視

#### (1) リモート点検

- ① 昇降機設備の運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に機器の状態を点検する。これにより点検する項目、内容は〈別表-III〉記載のとおりとする。
- ② 前記①の点検対象の項目、内容について変調状態が生じた場合は、適切な処置をする。

#### (2) 異常監視、直接対話

- ① エレベーターについて次の異常が発生したときは、リモート点検装置もしくは遠隔監視

装置からの異常通報に基づき適切な処置をする。

＜エレベーター＞

- (ア) 閉じ込め故障 (イ) 起動不能故障 (ウ) 安全装置作動
- (エ) 電源系統異常故障 (オ) ドア開閉異常 (カ) 走行性能・ご利用状態
- (キ) 乗り心地・経年変化・ブレーキ精密

② エレベーターに次の故障が発生した場合は、昇降機設備かご内のインターホンにより、同かご内の乗客と受注者の受信専門員が直接通話し、必要な指示、連絡をする。

- (ア) 閉じ込め故障 (イ) 起動不能故障

上記にかかる電話回線、通話料は、受注者の負担とする。

## 7. 品質検査

定期的に、昇降機設備の総合的機能確認のための検査を行うこと。

## 8. 故障時対応

故障等緊急事態に適切に対応するため、発注者の派遣要請に即応できる体制を備えていなければならない。

## 9. 作業中の運転休止

保守点検作業中においては、エレベーター・エスカレーターの運転を休止し、利用者の安全確保等のため必要な表示等を行なわなければならない。

## 10. 維持管理等に係る情報サービス

安全確認、適正な利用法などについてのPR及び関係諸法令改正の連絡等、情報提供サービスを行うものとする。

### 11. 保守点検上の留意点

受注者は、保安上必要と認めた場合は、下記の機器の修理又は備品の取替工事を行うものとする。

- (1) 巻上機及び巻上電動機、調速機及び張り車、位置知らせ操作器、制御盤、起動盤信号リレー盤等（機械室関係）
- (2) 各種ロープ、行過ぎ制限スイッチ、終点スイッチ、レール衝動受、つなつかみ、誘導版等（昇降路関係）
- (3) 乗場戸閉仕掛、乗場位置知らせ盤、乗場押釦等（乗場関係）
- (4) 戸閉機械、引外し装置、戸閉仕掛、滑り金、着床リレー等（かご関係）
- (5) 操作盤（カバーを除く。）扉安全スイッチ等（室関係）

- (6) 非常止め、セーフティーロープ、制御テーブル等（下関係）
- (7) 電話機及び電池、ディフューザー等
- (8) 停電時自動着床装置用バッテリー
- (9) S波センサー
- (10) 付加装置用リレー本体
- (11) 各種配管、配線等

## 12. その他

発注者からの要請による、次に掲げる業務については保守点検業務に含まない。

- (1) 法令等の改正その他の事由に基づく設備の改修又は新規付属物追加に関する工事
- (2) 意匠部品（昇降かご、かご床タイル、敷居、三方枠、外側板、内側板、パネル、デッキボード、モールディングその他）の塗装及びメッキ直し
- (3) 仕様書以外の安全付加装置等の設置、修理又は部品取り替え
- (4) 巻き上げ機器等の一式取り替え
- (5) メンテナンス工事に必要な建築関係工事
- (6) 発注者の不適当な使用若しくは管理に起因する工事
- (7) 地震、類焼、爆発又はその他不可抗力の事故により発生する工事
- (8) 意匠部品（欄干、パネルその他）の修理及び取替
- (9) 移動手すり清掃剤の提供並びに清掃
- (10) 照明用スリムラインランプ、底部照明ランプの提供・取替並びに清掃
- (11) 駆動鎖装置（ドライビングマシン）、電動機、制御盤、踏段の機器一式取替
- (12) エスカレーター構造物、外装一式取替
- (13) 安全設備品（三角部ガード板、転落防止柵、移動手すり入り込み口ガード、立看板、落下物防止網、注意放送設備等）の修理取替  
スカートガード滑り剤の提供並びに塗布

〈別表－I〉

エレベーター一覧表

番号	設置場所	制御方式	停止 階床数	速度 m/min	用途	積載荷重 Kg	竣工 年月	号機
1	本館 1F～9F	インバーター制御	9	90	乗用	1,000	15.2	1
2	本館 1F～8F	インバーター制御	8	90	乗用	1,000	15.2	2
3	本館 1F～8F	インバーター制御	8	90	乗用	1,000	15.2	3
4	本館 1F～8F	インバーター制御	8	90	乗用	1,000	15.2	4
5	本館 1F～2F	インバーター制御	2	45	乗用	1,000	15.2	9

エスカレーター一覧表

番号	設置場所	制御方式	停止 階床数	速度 m/min	用途	階高 mm	竣工 年月	号機
1	本館 1F～2F	インバーター制御	-	20,30	乗用	4,300	15.2	1
2	本館 2F～1F	インバーター制御	-	20,30	乗用	4,300	15.2	2

〈別表－Ⅱ〉

〈エレベーター〉

点 検 項 目	対 象 (インバータ制御)
機械室内各機器状態	巻上機、電動機、そらせ車、制御盤、電磁ブレーキ、調速機
かご運行状態	(正常作動を調査・確認)
戸の開閉状態	(正常作動を調査・確認)
かご関連機器状態	押ボタン、位置表示器、照明、停電灯、かご上環境状態、救出口
外部連絡装置	(正常作動を調査・確認)
かご室意匠	(キズ・汚れを調査・確認)
乗場意匠	(キズ・汚れを調査・確認)
乗場関連機器状態	押ボタン、位置表示器、戸のインターロック
昇降路内関連機器状態	上・下部リミットスイッチ、非常止め装置、ロープ、レール
ピット内環境状態	(温度、埃の状態を調査・確認)
付加装置他各機器	中央監視盤（動作目視確認）、遠隔監視制御装置、地震時管制運転装置他

〈エスカレーター〉

点 検 項 目	対 象 機 器
乗降口	(くし、非常停止ボタン、移動手すりガード, スイッチ確認)
機械室内各機器状態	減速機、電動機、制御盤、ブレーキ、駆動鎖、ターミナルギヤ
運行状態	(正常運転状態・確認)
中間部	(移動手すり、スカートガード、踏段他点検・確認)
下部機械室	(機械室環境状況点検、床面清掃)
	ターミナルギヤ、踏段鎖テンション装置点検・確認
付加装置他各機器	中央監視盤（動作目視確認）

〈別表－Ⅲ〉リモート点検「機器点検」内容

〈エレベーター〉

点 検 項 目		点 検 内 容
機械室機器	室内環境	機械室温度
	巻上機・ブレーキ	ブレーキ精密、制動力
	制御盤	接触器動作状態
制御機器動作状態		
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押しボタン動作状態
	照明灯	点灯状態（100V電源状態を監視）
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
	停電灯	点灯状態（100V電源状態を監視）
乗場関連機器	乗場の戸	開閉状態
		ドアスイッチ動作状態、ドア開閉時間
	乗場押ボタン	動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運 転 性 能		起動、加速、一定速、減速、着床の各状態